

<p>②関係機関との情報共有・ケース検討の実施</p> <p>よりよい支援を実施するために、個別ケース会議やDV防止連絡会（困難な問題を抱える女性のための支援調整会議）等を開催し、相談職員の専門性の向上を目指します。</p>	<p>継続</p>	<p>福祉総合相談課 関係部署</p>
--	-----------	-------------------------

## 個別目標（４）複合的問題を抱える女性及びDV被害者への対応の充実

### 現状と課題

困難な問題を抱えている女性の背後には、複合的な問題を抱えているケースがほとんどです。

また、若年層は相談窓口に結びつかない状況や、高齢者や障がい者、性的少数者（LGBTQ+）、外国人の方等は、問題が潜在化しやすく、外部からの発見が困難な場合もあり、虐待等との見極めも重要になります。特にDV被害を受ける中では精神的に不安定となり、精神科受診が必要な被害者も見られます。

そのため、相談員が各関係機関と今まで以上に連携を強化して様々な相談や福祉サービスを通じて発見に努めることも重要です。

また、外国人の方は、言葉や文化の違いにより、社会の中で孤立しやすい傾向にあり相談窓口についても分かりにくい状況にあります。実際の支援に当たって、在留資格、法的手続き、自立支援策など、複雑で対応が困難な状況があります。そのため、国際交流や外国人支援を行っている関係機関と連携します。

### 今後の取組

問題が潜在化しやすい相談者を早期発見し、専門的な支援の実施につなげるために庁内の関係部署をはじめ、各専門機関と連携して速やかに支援します。

施策の方向と取組内容	区分	担当課
<p>①若年層の支援機関との連携</p> <p>こども家庭センター、青少年相談センター等と連携し、女性特有の困難さの理解とDVの理解・周知を進め、適切な相談支援につなげる体制の構築を図ります。</p>	<p>新規</p>	<p>こども未来課 健康増進課 社会教育課</p>
<p>②母子・妊婦等の支援機関との連携</p> <p>医療機関等と連携し、女性特有の困難さの理解とDVの理解・周知を進め、適切な相談支援につなげる体制の構築を図ります。</p>	<p>新規</p>	<p>健康増進課 こども未来課 福祉総合相談課</p>
<p>③生活困窮者支援機関との連携強化</p> <p>生活困窮者支援機関、社会福祉協議会、居住支援法人等と連携し、女性特有の困難さの理解とDVの理解の周知を進め、相談支援につなげる体制の構築を図ります。</p>	<p>継続</p>	<p>福祉総合相談課</p>

④障がい者相談機関との連携強化 障がい者相談機関と連携し、女性特有の困難さの理解とDVの理解と周知を進め、適切な相談支援につなげる体制の構築を図ります。	継続	障がい療育支援課
⑤地域包括支援センターとの連携強化 各圏域にある地域包括支援センターと連携し、女性特有の困難さの理解とDVの理解と周知を進め、適切な相談支援につなげる体制の構築を図ります。	継続	高齢介護支援課
⑥外国人相談機関との連携強化 外国人相談機関と連携し、女性特有の困難さの理解とDVの理解と周知を進め、適切な相談支援につなげる体制の構築を図ります。	継続	市民交流課
⑦医療機関との連携 医療機関と連携し、女性特有の困難さの理解とDVの理解と周知を進め、適切な相談支援につなげる体制の構築を図ります。	新規	地域医療連携室 福祉企画課 関係部署

### 基本目標 3 当事者の安全を守る保護環境の整備

#### 施策の方向性

DVや性暴力、ストーカー行為、人身取引、何らかの事情で帰宅困難なケース等、支援対象者を一時保護する際、支援対象者は、「医療的・心理的ケアが必要である」、「妊娠している」、「児童を同伴している」、「高齢である」、「未成年である」、「通学機会を確保する必要がある」など、本人の状態像に合わせた対応が必要になります。その状況は様々であることから、DV被害者の保護の実施にあたっては、被害者の様々な状態像と同伴することも状況に即した対応の充実が必要です。

また、DV被害者や同伴者が加害者から居住場所を知られないよう、加害者への対応を関係機関で連携する必要があります。特にマイナンバー制度については、マイナポータルで家族が個人情報を閲覧できる場合があるなど、利用する際の注意点を周知する必要があります。

#### 個別目標（1） 緊急時における安全の確保と一時保護

##### 現状と課題

DVの相談対応のなかで、緊急の保護が必要な被害者と同伴することもや親族等の安全が確保されることは何よりも重要です。

DVの被害は、曜日や時間を問わず発生します。被害者は逃げることに精一杯で、貴重品すら持ち出せない場合も少なくありません。さらに、安全な場所に避難しても、加害者の執拗な捜索による恐怖感から不安な生活が続きます。

### 今後の取組

被害者と同伴するこどもや親族等の心身の安全を守るため、関係機関と連携しながら、迅速かつ円滑な支援を行います。

また、被害者等の緊急時における安全確保に適切に対応するため、静岡県女性相談支援センターや警察等、関係機関との連携をさらに強化します。また、女性相談窓口などには加害者からの問い合わせもあるので、被害者はもちろん相談員等支援者の安全確保にも十分配慮し対応します。

施策の方向と取組内容	区分	担当課
<u>①警察との連携強化</u> 加害者から危害を加えられることがないように警察と連携し、DV被害者と同伴者の安全を確保します。	継続	福祉総合相談課
<u>②静岡県女性相談支援センターと連携した一時保護の実施</u> 緊急時には、女性相談支援センターと連携し、円滑に一時保護施設に入所できるようにするとともに、被害者やそのこどもなどの同伴家族の安全を確保します。	継続	福祉総合相談課
<u>③緊急時における安全の確保</u> 緊急時の安全確保として、民間シェルターや民間の宿泊施設等の活用を進めます。	拡充	福祉総合相談課
<u>④緊急援護費の活用</u> 所持金がない被害者に対して、宿泊代、医療費等を必要に応じて支援します。	継続	福祉総合相談課
<u>⑤保護命令等に関する支援及び関係機関への手続きの支援</u> 申立ての際の支援や、保護命令の地方裁判所との連絡調整、年金や社会保険などの手続き等、被害者の状況に応じて支援します。また、被害者の安全を確保するために、関係機関への同行支援を実施します。	継続	福祉総合相談課
<u>⑥同伴するこどもへの配慮と支援</u> 就園・就学児を同伴者として保護する場合は、園及び学校と密接な連携のもと、こどもへの精神的な負担に配慮します。	継続	福祉総合相談課 こども未来課 学校教育課 保育支援課

## 個別目標（２） DV 被害者等に関する情報の保護

### 現状と課題

加害者のもとから逃げている被害者の住所や居所はもとより、支援を行う施設や団体の所在地等が、加害者やその関係者に知られてしまうことで被害者やその同伴する家族の安全を脅かすことがないよう、情報の管理に細心の注意が求められます。

国の「基本方針」では、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う部署との連携に努めることを求めています。

### 今後の取組

住民基本台帳閲覧等の制限の対象となっている被害者については、関係部署と個人情報の保護を念頭に連携を図り、情報管理の徹底に努めます。

被害者のこどもの安全確保については、加害者への対応の方法を明確にし、保育所、学校等との連携をさらに強化します。

被害者のこどもの就学に関しては、教育委員会における情報の取り扱いに配慮するほか、転出先の学校でも情報提供の制限等の対応を行います。

また、マイナンバー制度に関する秘密保持を行います。

施策の方向と取組内容	区分	担当課
①住民基本台帳事務における支援措置の活用 被害者の申請に基づき、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の証明書発行を制限し、被害者及び同一住所を有する者の転居先が加害者に知られることを防止します。	継続	福祉総合相談課 市民課
②関係部署による個人情報管理の徹底 関係部署が保有する、被害者や同伴者に関する情報は、被害者保護の観点から漏洩しないよう管理を徹底します。	継続	福祉総合相談課 関係部署
③加害者対応の徹底 加害者からの問い合わせについては、加害者対応マニュアルを利用し、対応の周知を進めます。こどもの安全確保についても同様に、教育関係者が対応を行い関係機関と連携します。	継続	福祉総合相談課 学校教育課 こども未来課 保育支援課 関係部署
④マイナンバー制度に関わる秘密保持の徹底 マイナポータルやマイナ保険証の利用に際し、家族等が閲覧できる場合があるなど、利用する際の注意点の周知や情報漏洩対策について関係機関と連携します。	新規	市民課 保険年金課 福祉総合相談課 こども未来課 関係部署

## 基本目標 4 当事者の生活再建に向けたきめ細やかな支援の実施

### 施策の方向性

DV被害者や同伴者の安全の確保を最優先に、メンタルヘルスケア等、医学的・心理的な援助が必要です。特にDVの被害者及び同伴しているこどもは、加害者から離れ自立した生活を開始しても心理的なダメージを受けているため、心のケアや学習支援等に取り組む必要があります。また、切れ目の無い生活再建に向けたきめ細やかな支援の充実として、保護者の就労支援等、関係機関と相談者の状況に適した多様な保護先の確保が必要です。

さらに、困難な問題を抱える女性の中には、派遣切り等で住居を失いホームレス状態で窓口につながる場合もあり、一時的に避難できる場所も必要です。

金銭的余裕がない、保証人が立てられないなどの状況に対応できるよう、居住支援体制の充実が必要です。

### 個別目標（1） 生活再建に向けた支援

#### 現状と課題

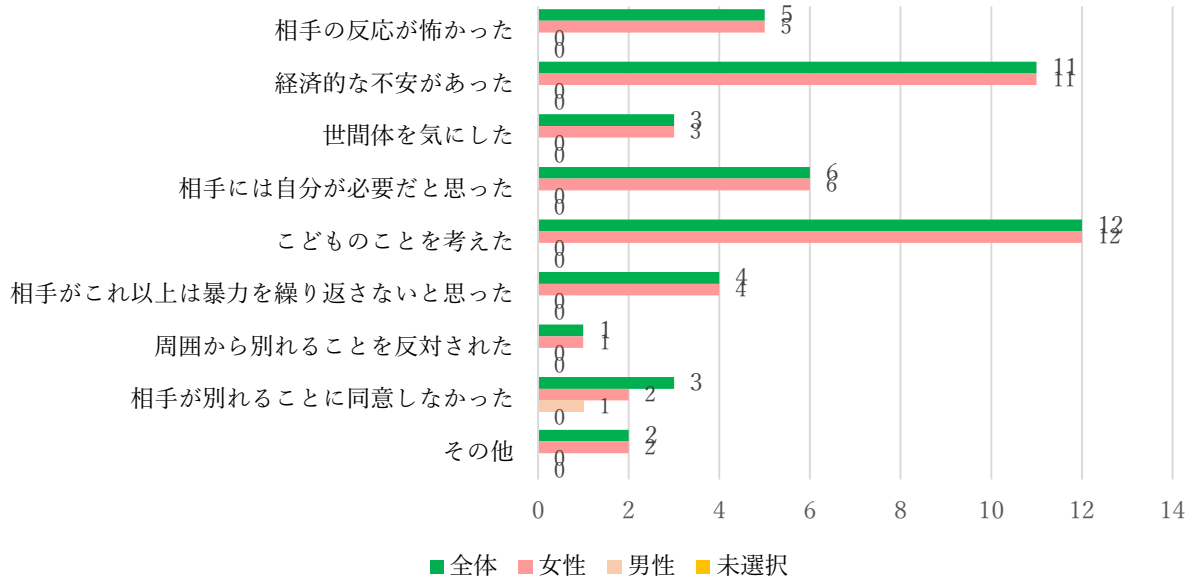
DV被害者や困難な問題を抱える女性がこれまでの生活の場から離れ、新たな場所で自立して生活しようとする場合、様々な問題に直面します。住宅の確保、経済基盤の確立、離婚、借金の解決、DVによる心身の回復のためのケアなどについての支援が必要になります。

「DVを受けて別れたいが別れられない理由」（図表17）（複数回答）に対して、女性は21人が回答しましたが、12人（57.1%）が「こどものことを考えた」で、11人（52.4%）が「経済的な不安」と回答しました。女性の場合、就労をしていないことも多く本人自身の貯蓄もない状態の方や、高齢者では老齢基礎年金のみしかないケースが多い事等から、経済的な不安から離婚後の生活が思い描けない状況が多いため、本人の意思を確認しながら、就労支援や公的サービスの活用など、本人の自立に向けた切れ目のない支援が求められています。

「生活再建に必要な事」（図表18）（複数回答）で一番多い回答は、「暴力から逃れるために、緊急に避難できる施設」（81.2%）でした。続いて「暴力にさらされて育ったこどもに対して、心理士などの専門家によるケア」（73.5%）、「暴力の影響から回復できるまで、心理的ケアなどを受けながら中長期的に滞在できる施設」（73.3%）となっていることから、まず暴力から逃れる事はもとより、DV被害者本人やこどもの心理的ケアが求められています。

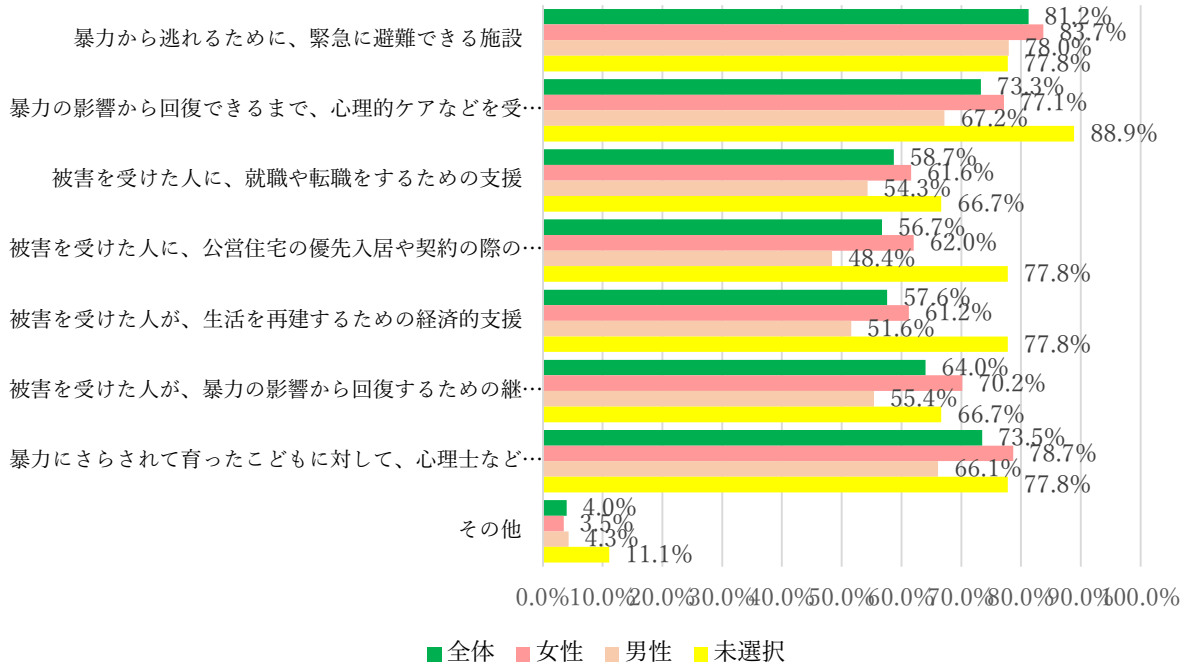
DVを受けて別れたいが別れられない理由 (R7)

図表17



生活再建に必要な事 (R7)

図表18



今後の取組

DV被害者や困難な問題を抱える女性が生活を再建し自立するために、住宅の確保や就業、生活費やこどもの就学の問題など生活全般に渡る幅広い支援として公的サービスの利用を始め、関係機関と連携して本人に必要な支援を行います。

相談者の状況やニーズに応じて各種制度が活用できるよう情報提供や手続き支援を行うことや、自立促進のための施策など、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援を実施します。

施策の方向と取組内容	区分	担当課
①生活保護等の制度の適切な情報提供と活用 生活保護や生活福祉資金等の情報提供を行うとともに、適切な活用を図ります。	継続	福祉総合相談課
②児童手当、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付等の活用 児童手当の支給、児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉資金貸付等の活用を図ります。	継続	こども未来課
③自立支援に向けての支援計画と切れ目のない支援 相談者本人の意思を確認し尊重しながら自立支援計画を作成し、様々な問題を抱える相談者を継続的に支援します。関係機関と連携し切れ目のない支援を行います。	継続	福祉総合相談課
④市営住宅への入居の相談 市営住宅の入居に関わる相談に対応します。	継続	建築住宅課
⑤住宅確保の支援 静岡県女性相談支援センター等と連携し広域的な連帯保証人の制度等の活用や、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の情報提供等、居住支援法人と連携します。	継続	福祉総合相談課 建築住宅課
⑥母子生活支援施設の活用 母子生活支援施設の入所や調整を行い、母子での自立促進のために継続的な支援を行います。	継続	福祉総合相談課 こども未来課
⑦被害者の居場所が特定されない支援 住民票等に移せない被害者について、公的支援の配慮を行います。	継続	福祉総合相談課 関係部署
⑧心のケアのサポート(相談機関の紹介、カウンセリング等) 相談者の症状に応じて医療機関の紹介や、身近な場所での援助が受けられるよう適切な相談機関の紹介を行います。	継続	福祉総合相談課
⑨市民相談・法テラス等の活用 離婚、こどもの親権、借金等の悩みを抱えている被害者に対して、市民相談、法テラス等の情報提供を行い、活用を支援します。	継続	福祉総合相談課 市民生活課

## 個別目標（２） 関係機関との連携強化

### 現状と課題

DVの防止及び被害者の保護、自立に向けた支援施策は広範囲に及び、関係機関・団体等も多岐にわたります。

女性相談支援センター、女性相談支援員、警察、学校、弁護士、医療保健関係者等の支援者は、被害者が暴力を受ける生活から脱却し、円滑に生活再建を進めるため、普段から連携を密にするとともに、相互に支援を行うことが重要です。また、被害者の転居後の生活再建への支援が円滑に行われるように、他の自治体との連携も重要になります。

### 今後の取組

DVの防止及び被害者の保護や生活再建のための自立に向けた支援施策は、早期発見の仕組みから手続きの同行支援など広範囲に及びます。

今後も被害者の状況に応じた円滑な支援施策を、より効果的に推進するため庁内の関係部署を始めとする様々な関係機関と緊密な連携を図ります。

施策の方向と取組内容	区分	担当課
①関係部署との連携・ケース会議の随時実施 被害者に対する適切な情報共有と支援ができるよう関係部署とケース会議を随時実施します。	継続	福祉総合相談課 関係部署
②被害者への対応マニュアルの整備 被害者に対して迅速で的確な対応を行うためにマニュアルを作成します。また、関係部署での手続きを円滑に進めるために被害者の負担の少ない方法を検討します。	継続	福祉総合相談課 関係部署
③被害者への同行支援の実施 被害者の安全面、負担軽減、手続きの円滑化のために必要に応じて同行支援を行います。	継続	福祉総合相談課
④他県・他市との連携 他県・他市の女性相談支援事業担当部署、福祉事務所等と連携し適切な支援を行います。被害者が他県、他市に転出する際、円滑に手続きが進むよう転出先市町村の住民基本台帳所管部門と連携し適切な支援を行います。	継続	福祉総合相談課 市民課
⑤関係機関と連携した支援の強化 生活困窮者自立相談支援事業、フードサポート事業、就労支援(ハローワーク等と連携)、母子家庭就業等自立支援センターの紹介、自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進等の活用を図ります。	継続	福祉総合相談課 こども未来課

<p>⑥民生委員・児童委員、人権擁護委員との連携</p> <p>必要に応じ、民生委員・児童委員、人権擁護委員と連携を深めることで被害者を早期に発見し地域での支援の輪を広げます。</p>	<p>継続</p>	<p>福祉総合相談課 福祉企画課 市民生活課</p>
--	-----------	------------------------------------

### 個別目標 (3) 同伴するこどもへの支援の充実

#### 現状と課題

DVは、被害者とそのこども、親族等に対して身体的、心理的に大きな影響を与えます。加害者から離れ、自立した社会生活を営むことが可能となっても、本人や家族の心理的ダメージは、長期に渡り心身に様々な影響を及ぼします。被害者の中には、PTSD（心的外傷後ストレス障害）やうつ病等を患っている人も少なくないため、医療機関や心の健康に関する相談、専門医等による専門相談の紹介など支援が必要です。

また、被害者にこどもがいる場合は、直接こどもに向けられた暴力でなくても、暴力を間近で見たり聞いたりする面前DVの被害に遭う事で、様々な心身の症状が表れたり、著しい心理的外傷を受けたりするとされています。

さらに、こども自身も直接暴力を受けている場合があります。暴力を受けて育ったこどもたちは、自分が育った家庭での環境から、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあります。

#### 今後の取組

DV被害を受けたこどもが心身ともに健全に成長していくために、適切な支援が必要です。加えて、転居や転校を始めとする生活の変化等により、環境に適応していくことが困難な状態な事もありうるため、よりきめ細やかな支援が必要となります。

今後も、こどもの心のケアや、教育や保育等の生活支援を学校、保育所等の関係機関と連携して実施します。

施策の方向と取組内容	区分	担当課
<p>①こどもの就学・就園支援</p> <p>住民票を移せない被害者のこどもの就学を支援します。加えて情報管理及び危機管理を徹底します。</p>	<p>継続</p>	<p>福祉総合相談課 学校教育課 こども未来課 保育支援課</p>
<p>②こどもの心のケアの実施</p> <p>暴力行為の目撃等で心に傷を負ったこどもの心身の健康を取り戻すため、適切な対応を行います。</p>	<p>拡充</p>	<p>福祉総合相談課 学校教育課 こども未来課 保育支援課</p>

<p>③子育て制度の情報提供</p> <p>幼稚園、保育園、放課後児童クラブ、子育てサロン、ファミリーサポートセンターの情報提供を行います。</p>	<p>継続</p>	<p>こども未来課 保育支援課 障がい療育支援課 健康増進課</p>
<p>④こどもの健やかな発達のための養育支援</p> <p>被害を受けたこどもの心身の健全な発育、発達を促すために、被害者本人とこどもの支援を行い、養育環境の調整・支援を行います。</p>	<p>継続</p>	<p>福祉総合相談課 こども未来課 保育支援課 健康増進課 学校教育課</p>

## 個別目標（４） 民間支援団体等との連携強化

### 現状と課題

相談者個々の事情に応じたきめ細かな対応を行うためには、行政自身がその役割を果たすとともに民間支援団体等との協働、連携が不可欠です。

相談者が地域で安心して生活できるように、地域での居場所づくりや見守り支援、自助グループ等の支援を行うことも必要です。

### 今後の取組

相談者が地域で安心して生活ができるように、民間支援団体と協力し、切れ目のない支援を行い、情報共有を進めます。

施策の方向と取組内容	区分	担当課
<p>①民間支援団体との連携強化</p> <p>相談者へのきめ細かな支援を実施するために民間支援団体との関係性を深め、相談者が安心して話せる場、居場所づくり等、民間支援団体の協力を得られるよう働きかけます。</p>	<p>継続</p>	<p>福祉総合相談課</p>
<p>②転居後の生活を支える環境の整備</p> <p>相談者が円滑に生活を始められるように関係機関との引継ぎを行います。新たな住まいに関しては居住支援法人や、仕事探しにおいては就労支援をしているNPO法人等と連携します。</p>	<p>継続</p>	<p>福祉総合相談課</p>
<p>③民間が運営する保護施設等の開拓</p> <p>相談者へのきめ細かな支援を実施している民間が運営する保護施設等を開拓します。</p>	<p>新規</p>	<p>福祉総合相談課</p>

## 第5章 計画の推進

### 1 地域住民等や関係機関との協力・連携

計画の推進にあたっては、市民、地域、団体や関係機関との協力・連携が不可欠です。支援者の状況に応じ、市民、地域、団体や関係機関と連携することで、それぞれの取組を推進します。

### 2 計画の進捗管理

計画を推進するため、DV防止連絡会（困難な問題を抱える女性のための支援調整会議）にて年1回、進捗管理票に基づき各取組内容の確認と評価を行い、次期計画の策定に活用します。

## 資料編 (策定経過・パブコメの結果・用語説明)

### 策定経過

時期	実施内容	備考
R6	次期計画構成等の検討	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律との位置づけ、策定メンバー、スケジュール等の検討
R7 4月28日	市民意識調査実施委託契約競争入札開始	
R7 4月	富士宮市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画策定委員会の設置	要綱を作成せず決裁にて実施
R7 4月	富士宮市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画策定ワーキンググループ会議の設置	決裁にて実施
R7 4月	昨年度実施状況報告 各課提出	実施状況報告書、ワーキング会議開催準備
R7 5月上旬	策定委員会委員推薦依頼	
R7 5月13日	市民意識調査実施委託入札	
R7 5月26日	市民意識調査実施委託契約の締結	
R7 6月	各相談窓口ヒアリング	女性に関する相談状況のヒアリング
R7 6月5日	DV連絡協議会 13:30~15:30 710会議室	
R7 6月12日	調査票内容の協議(委託業務)	
R7 6月,7月	次期プラン(素案)作成作業、推進事業担当課へヒアリング	担当課へヒアリング、プランおよび実施計画の素案作成
R7 6月26日	第1回 策定委員会 開催 19:00~20:30 富士宮市役所7階 721、722 会議室	前年度実施状況報告、次期プラン骨子案、策定スケジュールの提示、市民意識調査案報告
R7 7月25日	市民意識調査 調査票確定(委託業務)	
R7 7月29日	第1回富士宮市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画の次期計画の策定に関するワーキンググループ開催	プラン実施状況報告討議、次期プラン検討作業の説明、意識調査案の説明、策定スケジュールの提示
R7 7月末	次期計画素案を作成	
R7 8月1日	市民意識調査 調査票発送(委託業務)	7/4 最終原稿提出 7/22 ラベルシール提出
R7 8月20日	調査票 提出期限(委託業務)	
R7 9月中旬	パブリックコメント広報ふじのみや掲載依頼	
R7 9月25日	調査結果報告書の納入(委託業務)	
R7 9月末	アンケート結果の考察	
R7 10月28日	第2回富士宮市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画の次期計画の策定に関するワーキンググループ開催	次期プラン素案、意識調査結果の説明
R7 11月13日	第2回 策定委員会 開催 19:00~20:30 富士宮市役所1階 112、113 会議室	次期プラン素案説明、市民意識調査結果報告、パブリックコメント実施説明
R7 11月	策定委員会を踏まえ次期プラン素案の修正	11月13日から11月25日まで
R7 11月	パブリックコメント 実施	11月25日(火)から12月24日(水)まで
R7 12月	パブコメ結果の検討、次期プラン(案)の策定	
R8 1月16日	第3回富士宮市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画の次期計画の策定に関するワーキンググループ開催	パブコメ結果報告・検討、次期プラン(案)最終確認
R8 1月22日	第3回 策定委員会 開催	パブコメ結果報告・検討 次期プラン(案)最終確認
R8 1月	次期プランのレイアウト打ち合わせ	
R8 2月5日	第4回 策定委員会 開催	素案に修正があった際など必要に応じて開催
R8 2月	次期プランの印刷配布(全部課長) 郵送(県関係先、県内全市町)	
R8 2月	広報ふじのみや計画策定記事掲載依頼	R8.4 掲載
R8 3月	保健・医療・福祉計画策定推進委員会及び男女共同参画審議会に計画策定の報告	
R8 2月	次期プラン策定	市長決裁

# 富士宮市困難な問題を抱える女性への支援及び 配偶者等からの暴力の防止並びに被害者支援基本計画 パブリックコメントの実施結果

意見募集期間：令和7年11月25日（火）～令和7年12月24日（水）

意見提出者数：1名

（内訳）電子メール1名、電子申請0名、持参0名、郵送0名、FAX0名

意見総数：3件

周知方法：広報紙、ホームページ、報道提供 等

① 意見を反映し、素案を修正したもの	0件
② 意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれており、 今後参考としていく意見	2件
③ 意見は反映させないが、今後検討を行っていくもの	1件
④ その他素案とは直接関係しないが、 今後参考としていく意見	0件

提出された意見と市の考え方、意見への対応は別紙のとおりです。

提出された意見	市の考え方	意見への対応
<p>相談に来られない人を前提にした支援設計を、より明確に位置付けてほしい。</p> <p>申請や相談を前提とした支援だけでは、DV や生活困難、孤立などの問題を抱えながらも、「迷惑をかけたくない」「恥ずかしい」といった思いから声を上げられない人に、支援が届かない可能性があります。</p> <p>相談体制の充実や周知に加え、相談に来ない人を想定したアウトリーチの視点を、相談体制の基本的な考え方として計画内に明記していただきたいと考えます。</p> <p>具体的には、医療・健診・学校・地域活動など、日常的な接点から自然につながる仕組みを重視する姿勢を示すことが重要だと考えます。(計画書素案 P11)</p>	<p>DV や生活困難、孤立などの問題を抱えながらも、「迷惑をかけたくない」「恥ずかしい」といった思いから声を上げられない人へのアウトリーチの視点は大切だと考えております。計画書素案 P27 の「個別目標(4) 関係機関への研修の実施」に記載してあるように、関係機関(医療、教育、保育、保健、地域、民生委員・児童委員)に相談に来ない困難な問題を抱える女性や DV 被害者等を早期発見し、相談につなげるための研修の実施を行うこととしています。</p> <p>また、計画書素案 P34 の「個別目標(4) 複合的問題を抱える女性及び DV 被害者への対応の充実」に記載してあるように、各関係機関が連携することで声を上げられない人が相談支援につながるように体制を強化することとしています。</p>	②
<p>「周知」だけでなく、「実際に届いたか」を評価する視点を取り入れてほしい相談窓口の周知は重要ですが、「知っている」と「利用できる」との間には大きな隔たりがあります。</p> <p>計画の進捗管理においては、認知度だけでなく、支援が「実際に届いたかどうか」を確認できる視点が必要だと考えます。(計画書素案 P25)</p>	<p>ご意見のように、周知活動が届いているか確認することは必要であると感じています。</p> <p>計画の進捗管理を行う際に、新規の相談者が相談窓口を知った手段など数的な指標に基づき事業評価をするよう検討します。</p>	③
<p>困難な問題を抱える女性の中には、「助けてと言えないこと」自体が困難であるケースがあります。</p> <p>本計画において、未相談・未申請の状態を自己責任とせず、支援の対象として捉える姿勢をより明確に示していただきたい。(計画書素案 P13)</p>	<p>困難な問題に直面している女性が助けを求めやすくなるためには、計画書素案 P17 の「個別目標(1) 市民に対する人権意識の醸成」に記載してあるように、広報や講座の実施等を通じて、全ての市民が、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の存在を認知し、女性特有の困難さがある特性を知ることが大切だと考えております。</p> <p>また、計画書素案 P27 の「個別目標(4) 関係機関への研修の実施」に記載してあるように、関係機関(医療、教育、保育、保健、地域、民生委員・児童委員)に相談に来ない困難な問題を抱える女性や DV 被害者等を早期発見し、相談につなげるための研修の実施を行い、連携の必要性を意識することで支援体制の強化を図ってまいります。</p>	②

## 用語説明

用語(ページ)	説明
一時保護(p8、12、32、35、36)	DVや虐待などにより身の危険がある人を、一定期間安全な場所で緊急的に保護すること。 滞在中は、食事等が提供されるほか、自立して生活するための相談を受けることができる。滞在は概ね2週間を目途としている。集団生活となり、生活上のルールがあるため、入所に当たっては被害者に対し、一時保護のシステムを説明し、本人の意向を確認し県の女性相談センターへ入所依頼を行っている。
ウェルビーイング(表紙、p5、p13)	個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。
うつ病(p42、51)	強い気分の落ち込みや意欲の低下、不眠、食欲不振などが続く精神疾患。DV被害による長期的なストレスや恐怖体験が原因で発症することがある。
家庭児童相談室	児童の養育や発達に関することなど家庭における児童の問題に対して相談、指導、援助を幅広く行う機関。地域に密着した援助機関として、福祉事務所に設置されている。
外国人相談機関(p15、35)	日本に住む外国人を対象に生活相談や法律相談などを多言語で行う機関。
居住支援法人(p34、40、43)	住居確保が難しい人(DV被害者、低所得者、高齢者など)に対して住まい探しや入居後の見守り支援を行う法人。都道府県から指定を受けた法人が支援を行う。
緊急援護費(p15、36)	DV被害などにより急に生活が困難になった場合に、一時的に生活費や交通費などを支給する制度。
困難な問題を抱える女性のための支援調整会議(p15、32、33、34)	複合的な課題を抱える女性を支援するために、自治体や関係機関(福祉・医療・警察・民間団体など)が連携し、支援内容を調整する会議体。
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(p4、17)	2022年に制定(2024年に施行)された法律。従来の「売春防止法」に代わり、女性を保護の対象としてではなく、尊厳と人権を守る主体として包括的に支援することを目的とする。
子育てサロン(p43)	地域の集会所などの身近な場所において、子育て中の親同士が気軽に集い、仲間づくりや情報交換を行い、育児不安の軽減や孤立防止を目的とした事業。

用語(ページ)	説明
こども家庭センター (p34)	2023年度から市区町村に設置が進められている相談支援機関。妊娠期から子育て期まで、児童虐待やDV、家庭問題などに関する相談を一体的に受け付け、関係機関と連携して支援を行う。
シェルター (p36)	DV等の被害者が一時的に安全に避難・生活できる保護施設。
ジェンダー (p7、14、20)	社会的・文化的に形成された性別役割や性差の概念。
自己実現 (p4、5、48)	自分の能力や可能性を十分に発揮し、自分らしく生きること。DV支援においては単に安全を確保することだけでなく、本人が望む人生を主体的に築くことを目標とします。
静岡県困難な問題を抱える女性支援調整会議 (p15、33)	複合的な課題を抱える女性を支援するために、自治体や関係機関(福祉・医療・警察・民間団体など)が連携し、支援内容を調整する静岡県が実施する会議体。
静岡県東部健康福祉センター (p30)	女性からの様々な相談に応じている県の機関。また、配偶者暴力相談支援センターとして被害女性に対する相談や自立支援を行っている。
児童手当 (p16、40)	日本国内に居住している0歳から高校生年代(18歳に達する日以降の最初の3月31日まで)の児童を養育している保護者に対して支給される手当。
社会福祉協議会 (p34、50、52)	地域住民やボランティア、福祉・保健関係者と協力し、住み慣れたまちで誰もが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を目指し、各市区町村・都道府県に設置された民間の非営利組織。
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅 (p40)	高齢者・DV被害者など住宅確保に配慮が必要な人の入居を拒まない賃貸住宅。
住民基本台帳 (p15、37、41)	市町村長が住民の氏名、住所、生年月日、性別、世帯構成などを記録した「住民票」を編成した公式の帳簿のこと。転入転出届、選挙人名簿の登録、災害時の安否確認などに利用される。
就労支援 (p38、41、43、50)	職業相談や職業訓練、求人紹介など就職を支える支援。
守秘義務 (p31)	職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務。
障がい者相談支援機関 (p15)	障がいのある人や家族が地域で安心して自分らしい生活を送れるように、生活上の困りごとや福祉サービスの利用について相談・サポートする機関。
女性支援事業 (p4)	2024年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、生活困窮、DV、性暴力・性犯罪被害、育児・家庭の悩み、孤独・孤立など日常生活や社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対し、相談・一時保護・自立支援などを包括的に行う事業。

用語(ページ)	説明
女性自立支援施設(p4)	様々な事情で生活が困窮したり、社会生活を営むのが困難になったりした女性を保護し、生活や就労訓練を通じて自立を支援する入所施設。
女性相談支援員(p4、10、13、29、31、33、41)	DV、生活困窮、性的被害、家庭不和など、様々な困難な問題を抱える女性の相談に応じ、寄り添いながら必要な援助や自立支援を行う専門職。
女性相談支援センター(p4、15、31、36、40、41)	DVや生活困窮などの相談を受け、一時保護や関係機関調整を行う都道府県設置の機関。
女性に対する暴力をなくす運動(p14、20、21)	女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、毎年11月12日から25日までの2週間を官民連携・協力のもと、内閣府が主導して実施している。
自立支援教育訓練給付金(p41)	母子家庭の母または父子家庭の父が、就職に有利な資格取得を目指して教育講座を受講する際、費用の一部が支給される制度。
自立支援計画(p40)	主に社会的養護を必要とするこども(児童養護施設や里親のもとで暮らすこども)や、障がいを持つ人が、将来的に自立した生活を送れるよう、個々のニーズや状況に合わせて作成される支援計画。
人権擁護委員(p16、42)	法務大臣から委嘱され、人権相談、人権侵犯事件の調査処理、啓発活動を行う。相談は無料で秘密は厳守される。
心理的ケア(p12、35、38)	ストレスや精神的な不調(落ち込み、不安、睡眠障害など)を抱える人に対し、心の健康を維持・回復・増進するために行う、寄り添い、傾聴、対話、専門的な心理療法などの支援活動。
生活困窮者自立相談支援事業(p41)	生活保護に至る前の段階の方々に対し、早期に支援を行うことで、経済的な自立や生活の安定を図るため、困窮者の自立相談や就労支援を行う制度。
生活福祉資金(p40)	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯などに対し、資金の貸し付けと必要な援助指導を行うことで、経済的自立や生活の安定を支援する制度。社会福祉協議会が窓口となり、銀行などの金融機関より低金利(または無利子)で借入れが可能になる制度。
生活保護(p13、16、40、50、52)	日本国憲法第25条「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という理念に基づき、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とした制度。
青少年相談センター(p34)	不登校、いじめ、非行、家庭内の悩みなど主に青少年やその保護者が抱える相談に応じる専門相談機関。

用語(ページ)	説明
性的少数者(LGBTQ+) (p10、29、34)	レズビアン(女性の同性愛者)、ゲイ(男性の同性愛者)バイセクシュアル(両性愛者)と、トランスジェンダー(生物学的・身体的な性と自任する性が一致しない人)、クエスチョニング(性自認や性的指向が定まらない人)、プラスはこれら以外の多様な性のあり方を含めることを意味する。など性的指向が少数派とされる人の総称。
性別役割分担意識 (p11)	「男は仕事、女は家庭」などの固定的な性別役割意識。
性暴力、性的虐待、性的搾取(p7、35、49)	同意のない性的行為や支配的関係による性的暴力全般を指す。それは犯罪であり人の尊厳を深く傷つける重大な人権侵害である。
男女共同参画社会(p5、6、51)	性別に関わらず対等な構成員として、個性や能力を発揮し、政治・経済・家庭などあらゆる分野で共に責任を担いつつ、均等に恩恵を享受できる社会のこと。
男女共同参画センターあざれあ(p30)	男女共同参画社会を実現するため、静岡県が平成5年に設立した男女共同参画推進拠点施設。
地域包括支援センター (p15、35)	介護保険法で定められた、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を続けられるよう、介護、福祉、健康、医療の向上や虐待防止、介護予防ケアマネジメントなどを総合的に行う機関。
デートDV(p7、10、14、21、22、23、24)	交際中の恋人間で起こる暴力のこと。「愛しているなら相手が自分の思い通りになる事が当然だ」と考え、相手をコントロールしようとする態度や行動のこと。
二次受傷(p33)	「代理受傷」「共感性疲弊」「外傷性逆転移」と呼ばれている現象の総称。支援者が被害事例に触れることで受ける心理的ダメージ。
二次被害(p14、28、29)	DV等の被害者が、相談、保護、捜査、裁判等でDVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない職務担当者の不適切な言動等によりさらに傷ついてしまうこと。
パートナー(p11、18、33)	配偶者や交際相手など親密な関係の相手。
バーンアウト(p33)	心因性(反応性)うつ病の一種で、仕事などに没頭してきた人が意欲を失う現象。バーンアウト症候群(燃え尽き症候群)ともいう。
バイアス(p7)	偏見や思い込みのこと。
売春防止法(p4、48、52)	売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照らして売春を行う恐れのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を行うことによって売春の防止を図ることを目的とした法律。(1956年制定)「DV防止法」が制定されるまでは、被害者に対してこの法律に基づき保護や支援が行われていた。

用語(ページ)	説明
ハローワーク(p41)	厚生労働省が設置・運営する日本国民の就業支援を目的とした国(公的)の職業紹介機関。正式名称:公共職業安定所
貧困(p7、8、9、54)	生活に不可欠な食糧、住居、教育、医療などの基本的な物・サービスが手に入らず、人間らしい生活が維持できない経済状態。
ファミリーサポートセンター(p43)	仕事と育児の両立を支援するため、子育てを手助けしてほしい人とお手伝いしたい人がそれぞれ会員として登録し、育児サービスの活動を支援する組織
ファミリーバイオレンス(p9)	家庭内で起こる暴力の総称。
フードサポート事業(p41)	富士宮市社会福祉協議会が実施している地域住民や企業・各団体から寄付された食料品を生活困窮状態にある方に食料支援を行う事業。
福祉事務所(p41、48)	社会福祉法に基づき設置される、地域住民の生活の安定や福祉向上を目的とした地方自治体の第一線機関。生活保護等を担当する行政機関
婦人保護事業(p4)	2024年4月1日の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、従来の「売春防止法」に基づく保護更生から女性の福祉と人権の尊重を基本理念とした支援事業に移行された。これにより、旧来の「婦人保護」という呼称や概念が見直され、より包括的な「女性支援」へと転換されている。
放課後児童クラブ(p43)	保護者が労働などで昼間不在となる家庭の小学生に放課後や長期休暇中に適切な遊びと生活の場(安全・安心な居場所)を提供する事業。
包括的相談支援事業(p7)	複雑化する課題を包括的に受け止める自治体の相談事業。
法テラス(p16、31、32、40)	日本司法支援センターの愛称。総合法律支援法に基づき、国民向けの法的支援を行う中心的な機関として、平成18年4月に設立された公的な法人。相談窓口などの案内などの情報提供や、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに無料法律相談や弁護士費用の立替えなどを行う民事法律扶助などを実施している。
保護命令(p8、15、36)	配偶者からの身体に対する暴力又は生命に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者から受ける身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立てにより裁判所が、加害者(事実婚の者及び元配偶者を含む)に対し発する命令。「接近禁止命令」と「退去命令」と「電話禁止命令」がある。

用語(ページ)	説明
母子家庭就業等自立支援センター(p41)	ひとり親家庭の親が安定した就業と自立ができるよう、専門の相談員(母子・父子自立支援員)が相談・支援を行う就業支援機関。
母子寡婦福祉資金貸付(p16、40)	ひとり親家庭(母子・父子)や寡婦の経済的自立と生活安定、児童の福祉増進を目的とした、原則無利子の公的融資制度。
母子生活支援施設(p16、40)	18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母親が生活上の様々な問題のため、子どもの養育が十分できない場合、子どもと一緒に入所し生活支援を受ける事ができる児童福祉施設。
マイナポータル(p35、37)	マイナンバーカードを使って行政手続きや、行政機関からの情報確認・受信などをオンラインで行えるウェブサイト。
マイナ保険証(p37)	従来の紙やプラスチック保険証を廃止し、マイナンバーカードを保険証として利用する仕組み。2024年12月2日以降、従来の健康保険証は新規発行が停止され、1年の経過措置を経て2025年12月2日以降はマイナ保険証への完全移行が行われている。
マイナンバー制度(p10、15、35、37)	住民票を持つ全住民に12桁の固有番号(マイナンバー)を附番し、社会保障・税・災害対策の3分野で情報を効率的に連携・管理する仕組み。
民生委員・児童委員(p14、16、27、28、42、47)	厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の身近な相談相手として、高齢者や障がい者の見守り、子育て支援を行うボランティア非常勤公務員。
メンタル・メンタルヘルスケア(p10、21、38)	メンタル(精神・心)の健康(メンタルヘルス)は、ストレスに対処し、日々の生活を穏やかに過ごすために不可欠。不調時は気分の落ち込みや不眠、意欲の低下などのサインが現れ、放置すると社会生活に支障をきたすことがあるため、早めの休息や、専門機関への相談が重要となる。
要保護児童対策地域協議会(p15、33)	虐待を受けた子どもや養育支援が必要な家庭を早期に発見・支援するための地域連携組織。
養育支援(p16、43、53)	障がいのある子どもや発達に特性のこどもの発達を促し、自立して生活できるように援助する取組。
老齢基礎年金(p38)	国民年金の老齢給付。
DV(p2、7、14、他多数)	Domestic Violence(家庭内暴力)の略。配偶者や交際相手からの身体的・精神的・経済的暴力など。
DV防止連絡会(p15、32、33、34、44)	DV防止のため関係機関が連携する会議。
GPS(p18)	上空約2万kmを周回する複数の衛星から信号を受信し、位置情報(緯度・経度・高度)を特定する衛星測位システム。

用語(ページ)	説明
NPO法人(p43)	福祉、教育、まちづくりなど20分野の社会貢献活動を主目的とし、特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得した民間非営利団体。
PTSD(p42)	<p>心的外傷後ストレス障害。強い恐怖をもたらすトラウマ体験後に以下の3つの症状が1か月以上続く特徴がある。</p> <p>【再体験】災害時の体験が、自分の意見と関係なく繰り返し思い出されたり、夢に見たりする。</p> <p>【回避】災害時の体験を思い出すような状況や場面を意識的に避ける。</p> <p>【過覚醒】神経の興奮状態が続く。不眠、イライラ、怒りっぽくなるなど。</p>
SNS(p19,30)	インターネット上でユーザー同士が文章、写真、動画などを通じて交流・情報共有できる会員制のサービス。LINE、X(旧Twitter)、instagram, Facebook, TikTokなどが代表例。
8050 問題(p4)	80代の高齢の親が50代のひきこもり状態にある子の生活を、年金などの資産で支えることにより、経済的・精神的に行き詰まる社会問題。親の介護や死亡により生活が立ち行かなくなり、孤立や極度の貧困に陥るケースが増加しており、家族内での抱え込みがさらなる深刻化を招くリスクが指摘されている。



**富士宮市 保健福祉部 福祉総合相談課**

TEL: 0544-22-1561

E-mail: [fukuso@city.fujinomiya.lg.jp](mailto:fukuso@city.fujinomiya.lg.jp)